

「工事成績評定基準（建築工事編）」新旧対照表

令和4年4月

条項	旧（2019(平成31)年4月1日施行版）	新（2022(令和4)年4月1日施行版）	理由
主任監督員 1. 施工体制 I. 施工体制一般〔別紙-1-7〕			<b>追加（2022/3/28訂正）</b>
評価対象項目	⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙等の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。	建設業退職金共済制度変更(電子納入の導入)に伴う変更
「施工プロセス」のチェックリスト 1 施工体制 I 施工体制一般〔別紙-5-1～別紙-5-2〕			
確認項目	建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度変更(電子納入の導入)に伴う変更
第1項目	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書(様式1号)を契約締結後2ヶ月以内に提出した。	<u>建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書※</u> (様式1号)を契約締結後2ヶ月以内に提出した。 <u>※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書</u>	
第2項目	共済証紙を購入しない理由を「建設業退職金共済証紙購入状況等報告書(様式1号)」に記載し、契約締結後2ヶ月以内に提出した。	共済証紙等を購入しない理由を「 <u>建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書※</u> (様式1号)」に記載し、契約締結後2ヶ月以内に提出した。 <u>※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書</u>	
第3項目	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	建設業退職金共済証紙等の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	
確認項目	施工体制台帳、施工体系図又は作業分担に関する資料	施工体制台帳、施工体系図又は作業分担に関する資料	建設業法の改正に伴う変更
第3項目	(新規)	<u>作業員名簿を作成・提出している。</u> ( <u>施工時の当初、変更時</u> )	
確認項目	監理技術者(主任技術者)の専任制等	監理技術者(主任技術者) <u>(監理技術者補佐)の専任制等</u> <u>※当該確認項目の第4項目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする</u>	建設業法の改正に伴う変更

<p>第3項目</p>	<p>現場に専任している。          (専任義務は建築一式工事 7,000 万円以上、その他工事 3,500 万円以上)          (施工中、打合せ時)</p>	<p>現場に専任している。<u>不在の場合は適切な施工ができる体制を確保している。</u>          (専任義務は建築一式工事 7,000 万円以上、その他工事 3,500 万円以上)          (施工中、打合せ時)</p>	<p>土木工事編との          整合を図る</p>
-------------	--	--	-----------------------------------